

諮問第1号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて  
人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者

住所	[REDACTED]	
氏名	高井 美智子	
生年月日	[REDACTED]	
学歴	[REDACTED]	
職歴	昭和52年 4月	宮崎眼科勤務
	平成13年 7月	第10期宝塚女性ボード構成員
	平成14年 5月	長尾中学校区青少年育成市民会議役員 現在に至る。
	平成15年 5月	宝塚市長尾地区まちづくり協議会役員 現在に至る。
	平成15年 6月	こころ豊かな人づくり500人委員会委員
	平成17年 1月	子育て家庭応援推進員 現在に至る。
	平成17年 4月	宝塚市青少年補導委員 現在に至る。
	平成18年 5月	宝塚市立長尾中学校育友会会長
	平成21年11月	宝塚市学校支援地域本部事業実行委員会地域コーディネーター 現在に至る。
	平成26年 4月	スポーツクラブ21長尾会長 現在に至る。
	平成26年 5月	保護司 現在に至る。
	平成27年 7月	人権擁護委員 現在に至る。

人権擁護委員法(抜粋)

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域(北海道にあつては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。)内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 (略)

※個人情報保護のため、一部マスキングをしています。